

令和8年6月
(2026年)

(一社) 石川県建築士事務所協会 様

金沢市都市整備局 景観政策課

「金沢市景観計画」の変更について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また日頃より、本市の景観まちづくりにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、景観法に基づく法定計画である「金沢市景観計画」について変更を行いました（令和8年6月1日告示、同年8月1日施行）。

今回の変更は、金沢港周辺の土地利用の方向性や港湾機能の強化等を踏まえ、日本海海岸部及び金沢港周辺の景観の魅力を後世に継承し、各地の景観特性に合った適切な景観誘導を図ることを目的としております。

変更内容の詳細につきましては、本市ホームページに掲載しておりますので、貴団体に所属する会員の皆さまにご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 主な変更点 景観計画区域に2区域を追加
 - ・金沢港周辺 : 「港湾景観創出区域」に指定
 - ・日本海海岸部 : 「重要広域海岸景観形成区域」に指定
2. 施行期日 令和8年8月1日
※施行日である8月1日以後に着手する行為が対象となります
3. 掲載先 金沢市ホームページ「金沢市景観計画」

【URL】

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/keikanseisakuka/gyomuannai/1_1/keikankeikaku/8533.html

【二次元コード】



お問い合わせ先

景観政策課 担当：長池、山下

Tel : 076-220-2364 Fax : 076-224-5046

E-mail : keikan@city.kanazawa.lg.jp